

新見市教育委員会 2月定例会 会議録 【公開用】

1 日 時 平成31年2月8日(金) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 1階会議室1A

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	城井田 二 郎
職務代理人	小 野 貴美江
委 員	住 本 克 彦
委 員	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	安 藤 暢 重
教育総務課長	高 瀬 広 視
学校教育課参事	田 邊 由 美
生涯学習課長	田 邊 純 孝
教育総務課庶務係長	三 村 真 司

6 記 録

午後3時30分 着 席

(平成31年2月8日(金) 午後3時30分から午後4時8分)

## 1 開 会

## 2 教育長あいさつ

## 3 前会会議録の承認

高瀬課長 (新見市教育委員会1月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案3件、協議・報告4件等について説明を行う。)

城井田教育長 前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

## 4 教育長報告

城井田教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

## 5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

城井田教育長 それでは、「6 議事」に移ります。  
「議第4号」の説明をお願いします。

## 6 議 事

議第4号 平成30年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について

田邊参事 議第4号 平成30年度要保護・準要保護児童生徒就学援助者の申請認定について説明させていただきますので、資料をご覧ください。今回も追加申請で、申請のあった世帯数は2世帯、児童生徒数は7名です。資料2ページに詳細を記載しておりますが、新見市就学援助規則の認定基準に基づき世帯の所得額を確認したところ、いずれの世帯も生活保護基準額の1.5倍を下回っていました。この資料は後ほど回収します。以上です。

城井田教育長 ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、新見市就学援助規則第6条の規定に基づき、この2世帯について認定することとし、議第4号は承認とします。  
次に「議第5号」の説明をお願いします。

議第5号 指定学校変更申請の承認について

田邊参事 議第5号 指定学校変更の申請の承認について説明させていただきます

すので、資料をご覧ください。今回は、来年度からの指定学校変更の申請をまとめて付議しています。家庭の事情で転居したものの引き続き従前の学校への通学を希望するものや現在小学校の指定校変更が認められているため引き続き申請が出されたもの、中学校への進学に併せて引き続き指定校変更の申請があったものです。その次に掲載しているものは、新小中学校1年生に係る申請です。家庭の事情で実家に子どもを預けるケースや学童保育を希望するケース、兄弟に引き続き申請するケースや転居予定があるため事前に指定校変更を申請するケース、特別支援学級への通学を希望するケースや部活動の関係で指定校変更を申請するケース等です。以上です。

城井田教育長 ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

溝尾委員 今までがわからないのですが、希望する部活がないというのは理由になるのですか。

城井田教育長 現在、それも1つの考え方として受け入れることになっています。

溝尾委員 わかりました。

住本委員 申請最終番号の対象児童は新1年生ですが、6年間ではなく1年間のみですか。

城井田教育長 必要に応じて、来年もう一度申請が出るという理解で良いですか。

田邊参事 保護者からの申請がそうになっています。

小野職務代理者 中学校の指定校変更は、保護者の送迎ですよね。

田邊参事 保護者の責任で行うこととなっています。

松井委員 先ほどの部活動の関係による場合など、本人の希望で指定校変更が可能であるということ、例えばこういった事情、理由であれば可能であるというようなことは、生徒・保護者は広く理解しているのでしょうか。

田邊参事 保護者に対する通知は、特にはしていません。保護者から相談があった場合は、変更が出来る旨をお知らせして、申請していただいています。

城井田教育長 部活動でいえば、スポーツ少年団等で活動している子ども達が、引き続きその競技を部活動で行いたいという時に、保護者同士の間で可能であると知らされているような状況です。基本的には、それぞれ就学区域

を規定した上でそれぞれの学校を設置して、義務教育を行うということがありますので、フリーな状態で動いて良いということではありません。特に認められるという範囲に、部活も含まれているということです。

小野職務代理者 どの学校にも同じ部活があるということが理想ですが、自分の生まれた地域でそれが出来ないということになると、希望を叶えてあげられるものなら叶えてあげたいと思います。保護者同士でもいろいろ聞き合わせをして、相談されているようです。

松井委員 場所によっては指定が割と自由であることや、或いは特区でといった話も聞いたことがあります。それとは事情が違うので学校同士で特徴を競い合うということとは違うので、広く募集してさあどうぞというのは違うと思いますが、その情報を知っているのと知らないのとで差があるのはいかがなものかという感じは残ります。

小野職務代理者 保護者同士で割と話をされていて、部活でなくても思う方は情報を収集されているようです。それに保護者同士では、部活動以外でも「それなら学校をかわったら。」といった指定校変更のアドバイスもしているようです。昔に比べて、どうしてもこの学校でといった意識は少しずつ、時代とともに変わってきているのかもしれない。

住本委員 以前に比べて、子ども中心に考えられているので良いと思います。

城井田教育長 周知については、内容も含めて事務局内で検討します。  
外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、議第5号は承認とします。  
次に「議第6号」の説明をお願いします。

議第6号 新見市哲多青年館条例を廃止する条例について

田邊課長 議第6号 新見市哲多青年館条例を廃止する条例について説明させていただきます。新見市哲多青年館という建物が、哲多町花木の野球場の上にログハウス調の建物としてあります。青年団活動の拠点施設として、平成10年度に新築されました。最近は団員数の減少等によって青年団活動が縮小しており、平成26年度までは青年団が建物の管理を行っていたのですが、27年度からは哲多支局が直営で建物の管理を行っています。ところが最近では利活用がない状況で、将来的にも活用の見込みがないとの判断のもとに条例を廃止するものです。以上です。

城井田教育長	ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。哲多のB & Gの上ですよね。建物は十分使用できるのですか。
田邊課長	B & Gの上で、建物は十分使用できます。一度焼失して再度建て直した経緯があるのですが、現在はほとんど使用されていません。
城井田教育長	外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。
各委員	(無しの声)
城井田教育長	無いようですので、議第6号は承認とします。次に「議第7号」の説明をお願いします。

議第7号 新見市哲多体育施設条例の一部を改正する条例について

田邊課長	議第7号 新見市哲多体育施設条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。哲多体育施設条例の中に、本郷全天候型ゲートボール場という、哲多総合運動公園の一部として高齢者特別対策事業の補助金を受けた建物があります。平成4年に整備されましたが、当時は天候に左右されることなく、ゲートボールの施設として高齢者の方がそこで活動されていたのですが、正田に憩いとふれあいの公園ができたことにより、使用されなくなってきました。その反面、屋内で練習できるということで、ゲートボール以外の例えば野球やソフトボールなどの球技の雨天時の対応として利活用されつつあります。ということで、全天候型ゲートボール場という名称を、多目的広場という名称に変更するという一部改正を付議します。名称については、萬歳にも同じような施設があり、条例上も並びになっているため合わせています。以上です。
城井田教育長	ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。
各委員	(無しの声)
城井田教育長	無いようですので、議第7号は承認とします。次に「議第8号」の説明をお願いします。

議第8号 新見市立学校職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則について

田邊参事	議第8号 新見市立学校職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則について説明させていただきますので、資料のうち新旧対照表をご覧ください。今回の改正は、上位規則である労働安全衛生規則に定められている産業医の業務についての条項が、第15条第1項から第15条に改正されたことによって本規則も改正するものです。以上です。
城井田教育長	ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

松井委員	上位規則の文言や内容は、全く変わってないのでしょうか。
田邊参事	文言や内容は変わっておらず、条項のみの改正です。
城井田教育長	外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。
各委員	(無しの声)
城井田教育長	無いようですので、議第8号は承認とします。 以上で議事は終了しました。

## 7 閉 会

城井田教育長	2月定例教育委員会をこれで閉会します。 長時間ありがとうございました。
--------	--

(閉会時刻)	(午後4時8分)
--------	----------